

原議保存期間3年  
(平成29年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察本部長

警察庁丁保発第130号  
平成25年9月6日  
警察庁生活安全局保安課長

ぱちんこ営業における消費税等の取扱いに関する指導について (通達)

見出しの件については、ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第7条に規定する営業(以下「ぱちんこ営業」という。)における賞品の提供方法に関する基準の解釈を追加するなどした風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準(平成25年8月27日付け警察庁丙保発第16号、丙少発第18号別添。以下「解釈運用基準」という。)が示達されたことから、今後、ぱちんこ営業における消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱いに関しては、解釈運用基準に記載されている事項に加え、下記の事項についてぱちんこ営業の営業者(以下「ぱちんこ営業者」という。)を指導されたい。

記

- 1 消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)において、基準期間における課税売上高が1千万円以下である事業者(以下「免税事業者」という。)については、消費税等を納める義務を免除することとされていることから、免税事業者たるぱちんこ営業者は、遊技料金に係る消費税等を客から收受してはならないこと。
- 2 解釈運用基準において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第35条第2項第1号イの「当該遊技の結果として表示された遊技球等の数量に対応する金額」については、遊技料金に消費税等の額を加算した額(以下「貸玉料金」という。)に基づいて計算することとされたことから、貸玉料金以外の額に基づいて当該金額を計算してはならず、また、貸玉料金に基づいて計算された金額と同等の市場価格を有しない賞品を提供してはならないこと。